

国立大学法人京都教育大学非常勤講師就業規則

平成16年 4月 1日 制定
令和 5年 3月 22日 最終改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人京都教育大学（以下「大学」という。）に勤務する非常勤講師の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）及びその他の関係法令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において非常勤講師とは、学生の教育・研究指導又は児童・生徒等の教育に従事する者で常時勤務を要しないもの（本学附属学校教員が、学部・研究科・専攻科において、非常勤講師又は実務家教員を併任する場合を含む。）をいう。

(遵守遂行)

第3条 大学及び非常勤講師は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 採 用

(採用)

第4条 非常勤講師の採用は、選考により行う。

(労働契約の期間)

第5条 非常勤講師の労働契約の期間は、一事業年度の範囲で、個々の非常勤講師ごとに定める。

2 前項に定める場合のほか、非常勤講師の年齢が満70歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて、労働契約を締結又は更新することはない。

(労働条件の明示)

第6条 非常勤講師として採用しようとする者には、その採用に際して、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- 一 労働契約の期間に関する事項
- 二 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- 三 勤務日及び勤務時間等に関する事項
- 四 給与に関する事項
- 五 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(提出書類)

第7条 非常勤講師に採用された者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、大学が提出を要しないと認めた場合は、提出を省略することができる。

- 一 履歴書
- 二 その他大学において必要と認める書類

第3章 退 職

(退職)

第8条 非常勤講師は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める日をもって退職とし、非常勤講師としての身分を失う。

- 一 労働契約の期間が満了したとき 満了日
- 二 退職を申し出たとき 退職日
- 三 死亡したとき 死亡日

(自己都合による退職)

第9条 非常勤講師は、労働契約の期間中に自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の14日前までに、文書により大学に申し出るものとする。

第4章 給与

(給与)

第10条 非常勤講師の給与は、時間給とし、当月1日から末日までの分を翌月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日に、17日が土曜日に当たるときは16日に、17日が月曜日で、かつ、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、18日に支給する。

- 2 非常勤講師の給与は、実際の勤務に対する全額を直接現金で当該非常勤講師に支払う。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条に基づく協定により、非常勤講師の給与から控除すべき金額がある場合には、給与支払いの際に控除する。
- 3 前項の規定にかかわらず、非常勤講師から申出のあった場合は、その指定する預貯金口座への振り込みの方法によって支払うことができる。
- 4 時間単価は、別表第1のとおりとする。

(来校に伴う交通費)

第10条の2 非常勤講師の来校に伴う交通費は、実費相当額を支給する。

- 2 非常勤講師は、住居から公共交通機関を利用した場合で主に利用する経路を、非常勤講師交通費調書により、事業年度毎に大学に届け出なければならない。また、同項の非常勤講師が住居、本務校に変更が生じた場合についても同様とする。
- 3 1箇月当たりの交通費の額は、前項に規定する非常勤講師交通費調書に記載の経路から、往復交通費を算出し、当該交通費に1箇月の来校回数を乗じた額とする。但し、運賃、時間等の事情に照らし、異なる経路が明らかに経済的かつ合理的と認められる場合は、当該経路により算出した交通費をもって支給する。
- 4 前項における交通費算出のための経路は、本務校へ通勤等のための通勤定期を所持している場合、当該区間を除くことができる。
- 5 1箇月当たりの来校回数が15回以上ある場合は、第3項の規定による経路における1箇月定期運賃を支給する。
- 6 第3項に規定する経路に片道100キロメートル以上の特急区間が含まれる場合は、特急料金を加算した額を支給する。
- 7 前項までの規定により算出した交通費は、1箇月当たり55,000円を上限とする。
- 8 来校に宿泊を伴う場合は、国立大学法人京都教育大学旅費規程第3条第2項に規定する旅費により支給する。
- 9 交通費の支給は、第10条に規定する給与に併せて支給する。但し、非常勤講師交通費調書を16日以降に受理した場合は、翌々月に支給することがある。

(本学附属学校教員が併任する場合の給与及び来校に伴う交通費)

- 第10条の3** 本学附属学校教員が学部・研究科・専攻科において非常勤講師又は実務家教員を併任する場合の給与は、その者の所定労働時間内での勤務の場合は第10条第4項に定める時間単価に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、所定労働時間内でない勤務（当該時間帯が含まれる授業時限）の場合は、当該2分の1を乗じて得た額に、労基法第37条第1項に定める割増率を乗じて得た額とする。
- 2 本学附属学校教員の来校に伴う交通費は、京都地区附属学校及び桃山地区附属学校に勤務する者に対し支給する。支給額は、その者の勤務校から大学までの公共交通機関を利用した場合の往復運賃相当額とする。なお、勤務校へ通勤のため通勤定期を所持している場合、当該区間を除くことができる。

第5章 勤務日及び労働時間

(勤務日及び労働時間)

第11条 非常勤講師の勤務日及び労働時間は個別に定める。

第6章 休暇

(年次有給休暇)

第12条 雇入れの日から起算して6月継続勤務し、その期間の所定労働日の8割以上勤務した非常勤講師が、引き続き雇用されるときは、その者の所定勤務日数及び継続勤務期間に応じて、別表第2に定める日数の年次有給休暇を付与する。

- 2 前項の所定勤務日数は、次の各号に定めるとおりとする。
 - 一 1週間あたりの勤務日数が定められ、雇用期間を通じて概ねその勤務日数のとおり勤務する場合 1週間の所定勤務日数
 - 二 1週間あたりの勤務日数が定められていない場合又は1週間あたりの勤務日数が定められているが大学等が定める授業休止期間等に相当の勤務しない期間を有する場合 1年間の所定勤務日数
- 3 出勤した日数の算定にあたっては、この規則で定める休暇を取得した期間は、これを出勤したものとみなして取り扱うものとする。
- 4 非常勤講師は、年次有給休暇を取得しようとする場合には、あらかじめ別紙様式1号により届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出しができない場合には、事後速やかに、届け出るものとする。
- 5 年次有給休暇は、非常勤講師の届け出た時季に与えるものとする。ただし、非常勤講師の届け出た時季に年次有給休暇を与えることが業務の正常な運営に支障が生ずると認めた場合には、他の時季に与えることがある。
- 6 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、必要により1時間を単位とすることができるものとし、時間を日に換算する場合は、当該非常勤講師の通常の1週間あたりの労働時間を通常の1週間あたりの勤務日数で除した時間数（1時間未満の端数切り上げ）をもって、1日とする。
- 7 年次有給休暇（この項により繰り越されたものは除く。）の残日数及び残時間数は、20日を限度として、第1項により年次有給休暇を付与されたとき以降に、繰り越すことができる。
- 8 年10日以上の年次有給休暇を付与される非常勤講師は、5日分の取得について、あらかじめ本人の意見を聴取した上で、時季を指定するものとする。

(年次有給休暇以外の有給休暇)

第13条 次に掲げる場合には、非常勤講師に対して有給の休暇を与えるものとする。

- 一 非常勤講師（週4日以上勤務の者に限る。）が雇入れの日から起算して6月を経過するまでの期間において、年次有給休暇に準じた休暇を取得する場合 3日の範囲内の期間
- 二 非常勤講師の親族（別表第3の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、非常勤講師が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 別表第3の日数欄に掲げる連続する暦日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- 2 前項の休暇の単位は、必要に応じて1日又は1時間とし、1時間を単位として使用した休暇を日に換算する場合には、当該非常勤講師の通常の1週間あたりの労働時間を通常の1週間あたりの勤務日数で除した時間数（1時間未満の端数切り上げ）をもって1日とする。

(無給休暇)

第13条の2 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働基準法及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定される母性保護、育児、介護のために勤務しないことができる期間について、非常勤講師は、その関係法令に規定される期間を限度として無給の休暇を取得できるものとする。

- 2 前項の休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分とする。

第7章 雜 則

(非常勤職員就業規則の準用)

第14条 前条までに定めるもののほか、非常勤講師の服務その他就業に関する事項については、「国立大学法人京都教育大学非常勤職員就業規則」の第11条から第15条まで、第17条から第18条まで、第21条から第31条まで、第37条及び第38条の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月9日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年9月3日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則(平成24年規程第40号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規程第167号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規程第52号)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 削除

附 則(平成29年規程第70号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規程第88号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年規程第28号)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

1 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に、この規則の適用を受けていた非常勤講師のうち、国立大学法人京都教育大学旅費支給要領第2条に規定する勤務地以外の地域から本学の依頼に応じて旅行し、旅費の支給を受けていた者で、改正後の第10条の2の規定により算出された1回当たりの交通費が、従前の取り扱いによる1回当たりの旅費を下回る場合は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、当該旅費の額を実費相当額の交通費として支給する。

附 則(令和3年規程第75号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1の規定（附属学校に係る部分に限る）については、令和4年2月1日より適用する。

附 則(令和4年規程第46号)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日から令和6年3月31日までの間、第5条第2項の規定の適用に当たっては、同項中「満70歳に達した日以後における最初の3月31日」とあるのは、「満70歳に達した日の属する事業年度の翌事業年度の末日」と読み替える。

別表第1 時間単価等（第10条第4項関係） 別紙のとおり

別表第2 所定勤務日数及び継続勤務期間に応じた年次有給休暇の付与日数（第12条第1項
関係） 別紙のとおり

別表第3 有給休暇(忌引休暇)の日数等(第13条第1項第二号関係) 別紙のとおり

別表第1 時間単価等（第10条第4項関係）

区分	適用職種等		金額(円)
教 育 学 部	非常勤講師	大学卒後(相当を含む。)年数 6年未満	4,300
		大学卒後(相当を含む。)年数 6年以上12年未満	5,300
		大学卒後(相当を含む。)年数 12年以上20年未満	5,700
		大学卒後(相当を含む。)年数 20年以上	5,900
	非常勤講師（就職指導）		4,500
	教員養成実地指導 非常勤講師	大学卒後(相当を含む。)年数 6年未満	4,300
		大学卒後(相当を含む。)年数 6年以上12年未満	5,300
		大学卒後(相当を含む。)年数 12年以上20年未満	5,700
		大学卒後(相当を含む。)年数 20年以上	6,100
大 学 院 連 合 教 職 実 践 研 究 科	非常勤講師	大学卒後(相当を含む。)年数 6年未満	4,300
		大学卒後(相当を含む。)年数 6年以上12年未満	5,300
		大学卒後(相当を含む。)年数 12年以上20年未満	5,700
		大学卒後(相当を含む。)年数 20年以上	5,900
	非常勤講師（就職指導）		4,500
	教員養成実地指導 非常勤講師	大学卒後(相当を含む。)年数 6年未満	4,300
		大学卒後(相当を含む。)年数 6年以上12年未満	5,300
		大学卒後(相当を含む。)年数 12年以上20年未満	5,700
		大学卒後(相当を含む。)年数 20年以上	6,100
教育創生リージョナルセンター・機構教職キャリア高度化センター	非常勤講師（教職キャリア支援担当）		4,500
	非常勤講師（スポーツ指導者養成担当）		4,500
附 属 学 校	非常勤講師	高等学校	2,800
		小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校	2,200
		幼稚園	2,300
		外国人 英語教師	3,500
		幼稚園	3,600

別表第2 所定勤務日数及び継続勤務期間に応じた年次有給休暇の付与日数
(第12条第1項関係)

	一 週所定勤務 日数	二 年所定勤務 日数	継続勤務期間						
			6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月 以上	
付 与 日 数	5日	217日 以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
	4日	169～ 216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121～ 168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73～ 120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48～ 72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

注1 一欄は1週間の所定勤務日数の定められている場合、二欄は週以外の期間によって所定勤務日数の定められている場合とする。

2 1週間の所定勤務時間が30時間以上の者は、週所定勤務日数5日の項による。

別表第3 有給休暇（忌引休暇）の日数等（第13条第1項第二号関係）

非常勤講師の親族	日 数
配偶者、父母	7日
子	5日
祖父母	3日（非常勤講師が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（非常勤講師が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父 母	3日（非常勤講師と生計を一にしていた場合にあ っては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（非常勤講師と生計を一にしていた場合にあ っては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の 祖父母	1日（非常勤講師と生計を一にしていた場合にあ っては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者 の兄弟姉妹	1日（非常勤講師と生計を一にしていた場合にあ っては、3日）
おじ又はおばの配偶者	1日